

以下の2つである。

① 商店街競争力強化推進事業助成金制度

平成12年度に開始された制度であり、中小企業構造の高度化を推進するため、商店街競争力強化基金の運用益により、商店街振興組合等が行う商店街等における競争力強化のための事業に対し助成金を交付する事業である。

最近の3年間の助成金交付状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	交付先	交付確定額
平成15年度	各商工会等計3件	4,041
平成16年度	商工会議所1件	1,770
平成17年度	各商工会等計2件	4,434

② 中心市街地商業活性化推進事業助成金制度

平成11年度に開始された制度であり、中小企業構造の高度化を支援するため、中心市街地活性化基金の運用益等により「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」の趣旨に鑑み、商工会、商工会議所等が行う中心市街地における中小商業の活性化のための事業に対し助成金を交付する事業である。

最近の3年間の助成金交付状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	交付先	交付確定額
平成15年度	各商工会等計7件	21,375
平成16年度	各商工会等計5件	12,835
平成17年度	各商工会等計10件	23,597

(今後の方向性)

①については、平成18年9月27日以降同機構の商店街競争力強化基金を取崩し、広島県からの借入金を返済して制度としては廃止される見込みであるが、②に統合されるのか完全に廃止されるのか、現状明らかではない。

②については、まちづくり三法の中の一つである中心市街地活性化法が改正され平成18年8月22日に施行されているが、関連通達等がまだ制定されていないため、現状においては今後の方向性は不明である。

(意見)

① 県と財団法人ひろしま産業振興機構の役割分担について

平成10年12月28日企庁第1号中小企業庁、及び平成12年6月28日12企庁第5号に基づき、都道府県から拠出を受けている公益法人が、基

金を設けてその運用益等を原資とした事業を助成する事業を実施することが、出来ることになっている。(中心市街地商業活性化推進事業助成金、商店街競争力強化推進事業助成金)

しかし、上記の通達は公益法人が助成事業を実施することを、強制するものではなく、都道府県が直接助成事業を実施することを、妨げるものでは決してない。

この助成事業を財団法人ひろしま産業振興機構が実施することは、事業者と広島県の間と同機構が入ることにより、ヒアリングや承認申請、内容審査などが事業者と同機構の間及び同機構と広島県の間で二重に必要になることから、効率性を阻害している面がある。また、同機構がこの助成事業を実施することに積極的な意味がある訳でもなく、この助成制度の存続を前提にすれば、この助成事業は広島県に移管すべきであると考えられる。

## ② 変更申請書の作成について

商店街競争力強化推進事業助成金交付要領第15条および中心市街地商業活性化推進事業助成金交付要領第16条では、「助成事業者は、助成事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書を同機構の理事長に提出し、その承認をうけなければならない」ことを規定している。

また、その例外規定として、経費の配分について、「助成事業の経費相互間において、いずれか低い額の20%以内の変更は、この限りではない」としている。

この規定に従えば、経費の配分における変更額がいかに少額であろうと、助成事業の経費相互間において、いずれか低い額の20%超の変更については、変更申請書の作成が必要なことになり、助成事業者と公益法人に過大な事務負担を強いることとなる。経費の配分における変更額が一定金額以下の場合には、変更申請書の作成を省略できるよう要領を改訂すべきである。

## ③ 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税の扱いについて

上述②の要領においては、助成対象経費に「助成対象経費に係る消費税」及び「地方消費税」を含めると規定されており、また、助成事業者が助成事業完了後に消費税の申告により「助成金に係る消費税及び地方消費税」に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとしている。

しかし、現実の助成金の申請から交付までの手続きにおいては、助成対象経費の中に「助成対象経費に係る消費税及び地方消費税」を含めなくて、計算し交付している。

実際問題としては、交付要領に従って助成事業を実施することは、事務処

理上煩雑になるため、交付要領を改訂し助成対象経費に「助成対象経費に係る消費税及び地方消費税」を含めないで、計算し交付することにした方が現実的である。

## (7) 緊急事業化対応事業について

(制度の概要)

### ① 目的

県内企業者等が、新製品・新技術等の開発に緊急に必要とする調査費、研究費等を機動的に助成し、県内企業者等の事業化を支援するため、財団法人ひろしま産業振興機構は、地域産業活性化基金の運用益により、「緊急事業化対応助成事業」を実施している。

### ② 緊急事業化対応助成事業の概要

- ア 対象事業者 広島県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等  
 イ 対象事業 事業化のため緊急性が認められる研究開発、市場調査等の事業  
 ウ 対象経費 新製品・新技術等の研究開発費、市場調査費、特許関連経費等  
 エ 助成額 30～100万円(定額)／1件あたり

### ③ 平成17年度助成金交付状況

平成17年度は、平成17年8月から募集を開始し、申請15件に対し、次のとおり9件採択決定した。

(単位:円)

助成先	助成対象経費額	助成申請額	助成確定額
AK社	1,018,865	800,000	700,000
S社	1,489,180	1,000,000	800,000
Y社	750,753	500,000	500,000
O社	3,726,700	1,000,000 500,000	500,000
K社	1,074,973	1,000,000	700,000
D社	2,472,002	1,000,000 600,000	600,000
AJ社	2,793,382	1,000,000	500,000
W社	978,081	998,000	650,000
H社	2,987,776	1,000,000	500,000

(注)「助成申請額」欄の下段は、変更申請額である。

④ 助成金の決定及び交付の方法

助成金交付申請書が提出されると、審査会（構成：常務理事、担当部長、研究開発・TLO・特許流通各担当の5名）で評点方式により、予算の範囲内で上位者を決定している。助成金交付は、原則として精算払いである。

⑤ 実績報告書の提出

助成事業者は、助成事業が完了したとき又は会計年度が終了したときは、事業が完了した日から30日以内又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。

⑥ 助成額の確定及び交付の問題点

ア 助成額の確定について

緊急事業化対応助成事業助成金交付要綱第16条第1項によれば、「実績報告の提出を受けた場合には、当該報告書等の書類及び必要に応じて現地調査等により、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認められるときは、交付すべき助成金の額を確定する」こととなっている。

平成17年度の場合、原則として実績報告書及び支出証拠書類の書面審査により助成額を確定しているが、担当者の説明によれば、実地に実施状況視察したものが5件あるが、一部に口頭復命だけで記録が残されていないものがある。

イ 助成金の交付について

同交付要綱第16条第2項によれば、「助成金は、交付すべき助成金の額を確定したのち、支払うものとする」として、いわゆる精算払いを原則としている。

特例として、同交付要綱第17条により、「助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、助成金を概算払いにより交付することができる」こととなっている。

平成17年度の場合、すべて精算払いであったが、平成16年度において、助成対象者から「資金繰りが悪い」との申し出を受けて、複数回の面談にて状況を把握し、補助事業の遂行に支障をきたさないよう必要と判断して、平成17年2月14日に450,000円概算払いしたところ、助成金の確定額は295,096円となり、当該差額154,904円の返還金受け入れまで4ヶ月半（平成17年8月18日まで）要した例がある。

（意見）

① 実績の現地確認の実施について

緊急事業化対応助成事業助成金は、緊急性を要する助成であることから、極力現地に赴き実施状況を確認し、その事績を残すとともに、実績報告の審

査に当たってはそのチェックを行うべきである。

② 助成金の概算払いについて

同交付要綱第17条第1項により、「助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金を概算払いにより交付することができる」ことになっているが、同条第2項による概算払い請求書の様式を見ると、「概算払いを必要とする事由」を記載する欄が設けられていない。

平成16年度のように、単に「資金繰りが悪い」という事由で概算払いをすることがないように、概算払いの必要性をチェックできる様式に改正すべきである。

(8) 新製品・新商品開発支援事業について

(制度の概要)

① 目的

財団法人ひろしま産業振興機構が、中小企業者等が新製品・新技術の開発のために、県内の大学等との共同研究体制の基に取り組む、即効性のある応用・実用化研究開発の経費を助成する制度である。

② 助成対象者

広島県内に本社又は主たる事業所を有する中小・中堅企業者及びその団体。

③ 助成対象事業

助成年度内に新製品や新技術の開発が見込まれ、市場への投入が翌会計年度内までに見込まれる県内大学等と共同で取り組む、次のような研究開発事業とする。

ア 中小・中堅企業者自らだけでは、開発することが困難な技術を大学等の指導を受けて行う研究開発

イ 大学等が有する技術シーズの実用化を目指す研究開発

ウ 大学等から技術顧問として研究者を受け入れて行う研究開発

④ 助成率及び助成額

助成率 対象経費の2/3以内

助成額 250万円以内

⑤ 予定件数

6件程度

⑥ 助成事業者の義務

ア 助成事業の完了又は会計年度の終了後、実績報告書並びに収支決算書を提出

イ 交付事業年度終了後の3年間、各年における助成事業成果の事業化状況の報告及び助成事業に関する調査の協力

ウ 助成事業に係る経費について証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間の保存

エ 助成事業により取得した機械等の転用の禁止

⑦ 助成対象経費区分表

助成対象経費区分		内 容
機械装置等費		機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、又は修理に要する経費
消耗品費		消耗品及び原材料等の購入に要する経費
共同研究費		大学等と共同研究を行う際に要する経費
委託研究費		大学等へ研究委託する際に要する経費
その他の経費	謝 金	事業の実施に係わる技術指導に対する謝金
	旅 費	技術指導員等旅費、調査旅費
	外 注 費	事業の実施に必要な作業であつて、自ら行うことが効率的でない作業の外注及び依頼試験に要する経費
	設備使用料	事業の実施に直接使用する各種設備の賃貸に要する経費
	その他特別費	上記経費区分以外で(財)ひろしま産業振興機構 理事長が必要と認める経費

⑧ 支援事業の成果

(単位：件)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
事業化A	7	5	8	3	23
事業化間近B	2	4	1	4	11
研究開発継続中C	1	1	4	0	6
合計	10	10	13	7	40

⑨ 製品化・商品化による累計売上高及び助成金交付額

(単位：千円)

助成年度	累積売上高	助成金交付額
平成 14 年度	67,399	29,909
平成 15 年度	458,653	26,645
平成 16 年度	9,495	30,438
平成 17 年度	0	14,407
合計	535,547	101,399

## ⑩ 平成17年度分 交付金内訳

(単位：千円)

交付先	交付金	事業名称	現在の状況
A社	2,300	プラスチック製の使い捨て細胞 計数盤の開発	商品化
B社	2,300	イソチオシアネート類を高含有 した粉末大根の商品化及びその 機能を利用した食品の開発	未定
C社	2,250	モバイル型内視鏡手術訓練シス テムの開発	—
D社	1,807	溶液状ダイオキシン類の簡易分 解装置の製品化	10月に商品 化
E社	2,000	アクリル樹脂リサイクルによる 新開発	商品化
F社	2,150	耐震サイディングフレームの開 発	—
G社	1,600	100V電源で作動する超高压水圧 小型電動ポンプの開発	製品化
合計	14,407		

## (意見)

財団法人ひろしま産業振興機構の説明によると「平成17年度の補助金は1件当たり160万円～230万円と金額としては少額であるが、それぞれが研究開発に鋭意、努力し、商品化・製品化に向っている。同機構の補助金で商品化したということになると、商品の信頼度も高くなる。補助各社はホームページで支援事業商品のPRもしている。」ということで交付先各社のアドレスの提示も受けた。

監査後、平成17年度の補助金交付先のホームページを開いてみたが、補助金で商品化したという事実を記載している企業はなく、補助対象となった製品・商品を掲載している企業は1社しか見受けられなかった。

同機構担当者の説明と補助金の交付を受けた企業の補助金に対する受け止め方にはかなりの温度差を感じた。

(9) ヤングベンチャーチャレンジ事業補助金(平成14・15年度募集)に  
ついて  
(制度の概要)

① 目的

財団法人ひろしま産業振興機構が、県内において大学院生等の行う、自ら考案した独創的なアイデアや技術に基づき、新規起業を目的に実施する研究開発に対して、その経費を補助することにより、県内産業の振興を図る。

② 交付対象者

- ・ 本事業を開始する日の属する年度の4月1日現在において35歳未満で、大学、高等専門学校又は大学院に在籍している者
- ・ 本事業を開始する日の属する年度の4月1日現在において35歳未満で、大学院等を終了した者、又はこれと同等の能力を有すると認められる者で、事業計画に基づく研究開発等に専念できる者

③ 補助率及び補助金額

補助率 補助対象経費の10/10

補助金額 年間1,000万円までの金額で最長2年間

広島県内のインキュベーション施設の使用料について、研究開発補助期間終了後、最長2年まで支援

④ 補助の条件

- ・ 研究開発は広島県内に拠点を設けて行う。
- ・ 補助終了後2年以内に会社を設立し、設立後5年間、本社（登記及び実質上）を広島県内において事業を営む。

⑤ 補助対象経費の内訳

補助区分	経費区分	内 容	
研究 開発費	I 機械装置等 開発費	機械装置・工具機器等制作費または購入、試作、改良、据付け、借用または修繕に要する経費、機械装置等の保守管理費	
	II 労務費	研究関係従事者の人件費、臨時雇用員等の賃金	
	III その 他の 経 費	謝金	技術指導、経営指導等謝金
		旅費	指導員等旅費、研究員の調査旅費等
		消耗品	資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費
		外注加工費	外注加工に要する経費
技術指導 受入費		大学等の連携に要する費用、工業所有権等導入に要する費用、技術指導に要する費用	

補助区分	経費区分	内 容
研究開発費	その他	その他理事長が必要と認めた経費
	Ⅳ 一般管理費	会議費、会場借料、施設使用料、資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費等で、上記経費区分のⅠ機械装置等開発費、Ⅱ 労務費、Ⅲ その他経費の総額の10%以内を上限とする。 (Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)×10%
	Ⅴ 委託費	研究開発・調査分析等(マーケットリサーチ、商品デザイン等含)の委託に要する経費、工業所有権調査出願に要する経費
施設利用料	Ⅵ 賃借料	広島県内のインキュベーション施設の施設使用料

⑥ 交付された補助金の内訳

(単位：円)

補助金交付先	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	計
A氏	7,500,000	7,500,000		10,000	15,010,000
B氏	2,500,000	2,500,000			5,000,000
C氏	5,000,000	5,000,000			10,000,000
D氏他2名	4,902,805	5,000,000	108,000	108,000	10,118,805
E氏	引継	10,000,000			10,000,000
C氏			10,000,000		10,000,000
F氏		8,873,619	9,786,469		18,660,088
計	19,902,805	38,873,619	19,894,469	118,000	78,788,893

(意見)

① 一般管理費に関する使用内訳の明示と証拠書類の提出について

研究開発費の補助対象経費のうち一般管理費を除く各経費については、支払年月日、支払先、支払金額、摘要、証拠書類番号を記載した補助金精算明細表とその証拠書類として請求書、領収書等の写しが添付されている。

ところが、一般管理費については補助金精算書で全体の金額を記載してあるのみでその明細も証拠書類等の写しも何も添付されていない。平成14年度から平成16年度の一般管理費の額は次のとおりである。

補助金交付先	H14年度	H15年度	H16年度	計
A氏	682,044	678,933		1,360,977

補助金交付先	H 1 4 年度	H 1 5 年度	H 1 6 年度	計
B氏	227,999	220,000		447,999
C氏	460,909	0		460,909
D氏他2名	445,709	442,333		888,042
E氏	引継	900,000		900,000
C氏			906,875	906,875
F氏		235,796	858,504	1,094,300
計	1,816,661	2,477,062	1,765,379	6,059,102

この点について財団法人ひろしま産業振興機構に質問したところ、「本事業において一般管理費の証拠書類提出を求めている理由は、人材に乏しい大学発ベンチャーにおいて、事務処理を極力軽減し、できる限り本来の研究開発業務に専念するための措置であり、国の地域新生コンソーシアム研究開発事業等に準じて制度設計したものである。」との回答であった。

しかし、ヤングベンチャーチャレンジ事業補助金要綱（以下「補助金交付要綱」という。）で掲げてある一般管理費は上記⑤）補助対象経費の内訳のとおり、金額の上限を機械装置等開発費と労務費とその他経費の総額の10%と定めているだけで、その内容は会議費、会場借料、施設使用料、資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費等と極めて具体的に指定されている。いずれも支払い時には領収書を受け取れる通常の経費である。

補助金要綱の第12条では「補助事業に係る経費は、他の経理と区分し、収支事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌事業年度から起算して5年間保存しなければならない。」とある。この規定は補助対象経費すべてを対象としているのであり、一般管理費のみ別の取扱いをすとの記載はどこにも見当たらない。

また、広島大学受託研究取扱規則は広島大学が民間等外部機関からの委託を受けて行う研究についての取り決めであり、ヤングベンチャーチャレンジ事業は補助金であって、委託研究ではない。広島県の政策の一環としての補助金である以上、補助金交付要綱にしたがって証拠書類をそろえ支出明細を作成するのは当然の義務であり、直接経費の10%以内の数字だけで内容不明な経費に対して補助金を交付するのは不正交付の温床になりかねない。

一般管理費についても他の経費と同じく補助金交付要綱に従って使用内訳と証拠書類の提出を求めるべきである。

## ② 補助対象事業終了後の補助対象事業者の状況について

補助金交付要綱第6条では、補助金の交付に付する条件は、次のとおりとなっている。

ア 補助事業を広島県内において実施すること。

イ 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後2年以内に会社を設立し、最低5年間は、広島県内に本社を置いて事業活動を行うこと。

さらに公募要領ではイの本社の後に（登記上及び実質上）の括弧書きが付け加えられている。

補助金交付要綱で上記のような条件がついている以上、補助終了後に補助対象者がその条件を満たしているかどうかの確認が必要となるが、確認が不十分と思われる事例等がいくつかある。

（事例1）

前記表⑥のB氏の補助事業終了後の状況は、当時作成された担当者のメモによると次のとおりである。

補助事業者 当初採択時からこれまでB氏  
実際の連絡担当者

平成14年採択時～平成15年9月まで B氏

平成15年9月25日付けでB氏より経費に関する変更承認申請書が提出。その中にB氏が来年4月に千葉県の大学に異動するため、事業を継続すべくB氏と同じ大学院のG氏を加え、B氏は移動後も相談役として助言を行うという文言あり。この時点でG氏に連絡担当者を変更。

平成15年12月12日に代表取締役G氏とする（有）H設立。

以後、同社の近況はG氏に確認を行う。

平成18年3月 他の仕事の関係でG氏に連絡したところ、（有）Hが（株）Uに吸収合併されたため、連絡担当者を（株）Uの代表取締役であるM教授に変更して欲しい旨を告げられる。

M教授に連絡するが、補助事業者は「35歳未満の大学等在籍者」という定義があり、M教授の名前で出すのは不都合であるため、従来どおり、B氏の名前としていることの詳細を得る。

事業報告書に記載されたB氏の起業状況は次のとおりである。

「平成17年11月1日、（株）Uに吸収合併され、今後は同社におけるH事業部として発展的に事業展開する。」

実地監査時に確認したところでは（株）Uは県外にある会社ということであり、H事業部はどこにあるのか確認したところ、M教授のいる大学のキャンパス内との回答であった。その後、（株）Uは県外でなく広島にあると回答が変更された。そこで正確な事実を確認するために、両社の登記簿謄本の写しをいただいた。

(有)Hの代表取締役は、平成17年10月31日にG氏からY氏に変更となっていて、吸収合併の事実は謄本には記載されておらず、ただ単に平成17年11月1日に本店が(株)Uの本店と同じ住所に移転されているだけであることが判明した。

なお、(株)Uの登記上の本店はM教授の住所と同じであり、実質上は大学のキャンパス内で補助事業を行っている。また、(有)Hの代表取締役であるY氏は、B氏と労務契約をかわしてB氏の実験の補助及び事務処理を行っていた人物である。役員変更と本店移転は平成17年11月25日に同時に登記されている。

以上の事実から財団法人ひろしま産業振興機構は、補助対象事業終了後の補助対象事業者の状況をきちんと把握していないこと、また事業報告書の報告が当事者の報告のみを信用して自分で登記簿謄本等を取り寄せて確認していなかったことが伺える。

また、補助事業者であるB氏は千葉県でのその後の活動報告を寄せているが、千葉県の活動報告は、補助金交付要綱第6条の「最低5年間は、広島県内に本社をおいて事業活動を行うこと。」とは異なる。

これに対し、財団法人ひろしま産業振興機構では「研究開発後の事業化は広島県内に本社を置いている(有)Hで行っていた。補助事業を広島県内で実施し、2年以内に会社を設立して事業活動を行っており、交付条件を満たしている」と主張している。

大学院生等を補助対象としたヤングベンチャーチャレンジ事業は、大学院生等が補助事業終了後最低5年間は広島県で事業活動を行うことを補助の条件としているが、大学院等に在籍している人はその後の就職先によって県外に出る可能性は十分に考えられる。補助金で受給者のその後の異動を5年間も拘束することに無理があるのではなかろうか。補助の条件に適合させるためにその後の報告では無理をして事実と反することを記載しているようにも見受けられる。

## (事例2)

前記表⑥のE氏からC氏に研究代表者が変更となった事例の経過は次のとおりである。これも、同様の無理が現れたものと思われる。

平成15年度に補助金の交付を受けたE氏は平成16年9月に他の任務と重なって研究開発業務の遂行に支障をきたすという理由で代表者変更の申し出をしている。E氏のグループの一員に平成14・15年度の別のテーマで補助金の交付を受けたC氏がいたために、後任の代表者にC氏になった経緯がある。

結果としてC氏は平成14・15・16年度と3年間の補助金交付を受けたことになる。

なお、その後の起業状況は、C氏の当初テーマについては、平成18年8月時点の売り上げは1,650万円で順調に進行しているのに対し、E氏から引き継いだ事業の開始期限は本年3月末であるが、未だ事業開始には至っていないようである。

## 第7 財団法人ひろしま産業振興機構が他社（者）と締結している契約

### 1 契約締結に関する規律

財団法人ひろしま産業振興機構が他社（者）と契約を締結する場合、下記条項により、原則として（適正な）予定価格を設定しなければならず（財務規程第41条）、原則として競争入札によるものとなっており（財務規程第42条）、ただ、一定の場合には随意契約によることも可能（財務規程第44条、財務取扱要領第7条）とされている。

#### 記

#### 【財団法人ひろしま産業振興機構財務規程第41条】

契約担当者は、契約を締結しようとするときは、原則として当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。

#### 【同42条】

契約担当者は、売買、賃貸、請負その他契約をする場合は、競争入札によるものとする。ただし、別に定めるものについては随意契約によることはできる。

#### 【同44条】

契約担当者は、次の各号の一に該当する場合には、契約書及び請書の作成を省略する。

- ① 50万円以下の契約をするとき
- ② 随意契約で契約担当職員において、契約書を作成する必要がないと認めたとき

#### 【財団法人ひろしま産業振興機構財務取扱要領7条1項】

財務規程42条に規定する随意契約によることができる契約は、次の各号に掲げる場合とする。

- ① 予定価格が250万円以内の工事又は製造の請負の契約をしようとするとき
- ② 予定価格が160万円以内の財産の買入の契約をしようとするとき
- ③ 予定価格が80万円以内の物件の借入の契約をしようとするとき
- ④ 予定価格が50万円以内の財産の売払の契約をしようとするとき
- ⑤ 予定価格が30万円以内の物件の貸付の契約をしようとするとき

- ⑥ 予定価格が100万円以内の前各に掲げるもの以外の契約をしようとするとき
- ⑦ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないと認められるとき
- ⑧ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ⑨ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき
- ⑩ 設備支援事業における割賦設備及び機械、リース設備の買入の契約をしようとするとき
- ⑪ 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に対して落札者がいないとき
- ⑫ 落札者が契約を締結しないとき
- ⑬ 競争入札に付することが不利と認められるとき

#### 同条2項

随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の1号から4号に該当する場合は、見積書の徴収を1通にとどめ、5号から9号に該当する場合は、見積書を徴さなくてよいものとする。

- ① 買入の相手方が一定しており、見積り合わせの必要がないとき
- ② 事実上2名以上から見積書を徴することができないとき
- ③ 予定価格が10万円未満のとき
- ④ 設備支援事業における割賦設備及び機械、リース設備を買入るとき
- ⑤ 旅客運送事業その他これらに類する国家的独占事業を利用するとき
- ⑥ 契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められているとき
- ⑦ 一定の売払価格を定めている生産品をその価格で売払うとき
- ⑧ 予定価格が5万円未満の物品を買入れ又は修繕するとき
- ⑨ 契約担当者が必要でないと認めたとき

※ なお、法人財務の適正という財務規定の趣旨からして、第41条にいう「予定価格」が、積算資料、取引事情等を考慮して導き出された適正価格を意味することはいうまでもないことである。

## 2 個別的契約の現状

### (1) 個別的契約の内容

財団法人ひろしま産業振興機構が締結している各種契約（100万円を超えるもの）の個別内容「事業名」「契約目的」「契約期間」「契約相手」「契約方法（指名競争入札、随意契約、相見積りの有無）」「契約額」「契約方法の決定理由」については一覽性の見地から別表「個別的契約の内容」において記載する。

(2) 契約締結方法に関する内訳

財団法人ひろしま産業振興機構が締結している各種契約（100万円を超えるもの）の内訳（契約件数、指名競争入札、随意契約（相見積りの有無））は次表のとおりである。

契約数 73件（指名競争入札：11件、随意契約：62件）

随意契約の内、相見積りがあるもの：12件、

相見積りがないもの：50件

種類	番号	所管部所	契約件数 (100万円以上)	指名競争 入札	随意契約（相見積りなし）
委 託 契 約	(1)	新事業支援部	5	0	5 (4)
	(2)	経営支援部	4	1	3 (3)
	(3)	技術振興部	7	0	7 (6)
	(4)	国際部	3	0	3 (3)
	(5)	産業科学技術研究所	36	1	35 (30)
	(6)	総務部1（広報誌制作）	1	0	1 (0)
	(7)	総務部2（産業技術交流センター）	9	4	5 (2)
	(8)	総務部3（広島産業会館）	3	2	1 (1)
リース（レ ンタル）契 約	(9)	経営支援部	3	3	0
	(10)	技術振興部	1	0	1 (1)
	(11)	総務部	1	0	1 (0)
計			73	11	62(50)

このうち、次の表に掲げる契約群が指名競争入札の方法で締結されたものであり、それ以外の契約は随意契約の方法で締結されたものである。

委 託	(2)経営支援部	③広島県新事業創出支援ネットワーク強化事業における企業DBシステム開発業務
委 託	(5)産業科学技術研究所	①広島県産業科学技術研究所保守管理業務
委 託	(7)総務部2（産業技術交流センター）	①産業技術交流センターの管理1（清掃業務）
委 託	(7)総務部2（産業技術交流センター）	②産業技術交流センターの管理2（警備・受付業務）